

奈良県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（ため池整備事業・岩井谷池地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成二十六年七月三十日から同年八月十八日まで

二 縦覧場所

生駒市役所